

中華人民共和國
子供の健康無償
(予防接種拡大計画)
簡易機材案件調査報告書
(中国用和文)

平成 11 年 3 月

JICA LIBRARY



J1149819(3)

国際協力事業団

JICA
105
938
GRO
IBRARY

GRO
99-098

中華人民共和國
子供の健康無償
(予防接種拡大計画)
簡易機材案件調査報告書
(中国用和文)

平成 11 年 3 月

国際協力事業団



1149819{3}

序文

日本国政府は中華人民共和国政府の要請に基づき、同国の子供の健康無償（予防接種拡大計画）にかかる基本設計調査を行うことを決定し、国際協力事業団が財団法人日本国際協力システムとの契約により簡易機材案件調査として実施いたしました。

当事業団は、平成11年1月10日から1月29日まで簡易機材案件調査団を現地に派遣いたしました。

この報告書が、本計画の推進に寄与するとともに、両国の友好親善の一層の発展に役立つことを願うものです。

終りに、調査にご協力とご支援をいただいた関係各位に対し、心より感謝申し上げます。

平成11年3月

国際協力事業団
総裁 藤田 公郎

— 目 次 —

序 文
位置図

| | |
|------------------------|---|
| 第1章 要請の背景 | 1 |
| 第2章 プロジェクトの内容 | 3 |
| 2-1 プロジェクトの目的 | 3 |
| 2-2 プロジェクトの基本構想 | 3 |
| 2-3 基本設計 | 4 |
| 2-3-1 設計方針 | 4 |
| 2-3-2 基本計画 | 4 |
| 第3章 事業計画 | 7 |
| 3-1 実施工程 | 7 |
| 3-1-1 実施区分 | 7 |
| 3-1-2 実施工程 | 7 |
| 3-1-3 相手国側負担事項 | 7 |
| 3-2 維持管理計画 | 8 |
| 第4章 プロジェクトの評価と提言 | 9 |
| 4-1 妥当性にかかる実証・検証及び裨益効果 | 9 |
| 4-2 課題・提言 | 9 |
| 添付資料 | |
| 1. 調査団員構成 | |
| 2. 調査工程表 | |
| 3. 面談者リスト | |
| 4. ミニッツ (コピー) | |
| 4. 当該国の社会・経済事情 | |
| 5. 計画対象サイト (県レベル) | |

第1章 要請の背景

中国における国家レベルとしての公衆衛生活動は1952年、周恩来総理を主任とした「中央衛生委員会」が設立されて全国へ公衆衛生改善活動の拡大を行ったのが最初である。当初はネズミ、蚊、蝇、トコジラミ等の生物媒介による感染症の改善、生活環境の改善がすすめられた。現在、中国共産党は公衆衛生の改善を重要課題の一つとして掲げ、第9次5か年計画（1996～2000年）では、衛生環境の遅れている農村の衛生改善を中心として、「各種の衛生事業を発展させ、人々がみな基本的な保健衛生を享受するという目的を達し、重大な疾病の予防と治療を推進し、農村の医療衛生条件を重点的に改善する」ことを目標としている。

中国における予防接種は、当初都市を中心として小規模な予防接種が開始されたのが始まりで、その後全国的な予防接種の必要から、コールドチェーン機材は1984年頃からUNICEF、WHO、世銀等の協力を受けながら機材整備は進められた。現在、中国におけるコールドチェーン整備は全国の90%以上の人口と地域をカバーしている。

近年、同国における感染症はこれら公衆衛生改善運動、コールドチェーン機材の整備等により大きく改善され、予防接種による感染防止可能な感染症は以下表1-1の感染症発生例の様に減少している。

表1-1 感染症発生例の推移

| 感染症 | 1959年 | 1979年 | 1988年 | 1994年 | 1997年 |
|---------|-----------|-----------|--------|--------|--------|
| ポリオ | 1,959 | 5,500 | 667 | 365 | 49 |
| 麻疹(はしか) | 17,000 | 1,717,000 | 95,994 | 76,204 | 45,609 |
| 百日咳 | 500 | 736,000 | 32,937 | 7,199 | 2,200 |
| ジフテリア | 1,583,000 | 17,000 | 267 | 119 | 18 |

出所：中国計画免疫（Chinese Journal of Vaccine and Immunization）1997年12月

中国におけるコールドチェーン機材整備はWHOの打ち出した「拡大予防接種計画（EPI: The expanded program on immunization）の実施」、「感染症のコントロール・根絶」、「子供の健康を守る」対策に対し大きな役割を果たしてきた。しかし機材整備後14年以上を経過した現在ほとんどのコールドチェーン機材は老朽化し、廃棄されたものもあり、また大半の現有機材は更新の必要な状況にある。

しかしながら、国家財政及び地方自治の財政のみでは短期間にコールドチェーン機材の更新に対する系統的な補充と更新を行うことが困難な状況にある。

更に、こうした状況下、中国一部の地域では歴史上まれに見る洪水の被害を受けた。1998年6月に始まった豪雨は7月及び8月にかけて断続的に続き、長江流域や北東部の大小河川にも100年来という大洪水をもたらした。急激な水位の上昇、堤防の決壊、土砂崩れなど一般住宅を始め、農地、工場の設備も押し流すなど周辺地域に多大な損害を及ぼす災害となった。道路・電気・通信などの社会インフラを始め、保健・医療分野も多大な被害を受け、被害の大きい地域では壊滅的な損傷を受けることとなった。

被災後、復旧作業が開始し、道路や通信、電気等社会インフラの整備が実施され、現在も各地で復旧工事が行われている。被災後直ちに被災民のための救済活動として、仮設住宅の建設や食料の配給などのほか、保健・衛生分野では伝染病の予防活動（各地で消毒作業）が公衆衛生部門を総動員して実施された。一方では、他の地域で水が引けた

にもかかわらず、その後3ヶ月以上も水が引かず、12月の末になってやっと水が引け、復旧活動が始まって間もない地域もある。

被災地域でのEPI活動について、洪水の間の2ヶ月余り、ルーチンの予防接種が中断する事態となった。一部堤防など避難所での予防接種活動も行われていた。その後各被災地で、徐々に定期的予防接種活動が開始され、4ヶ月余を経過した現在ではほぼ全土で予防接種活動が復旧した。しかし、前述のように機材の流失、修理不能となった機材、更に老朽化した機材等の条件の下での予防接種活動であり、変則的な予防接種が行われている。特に郷・鎮、村レベルでのEPI活動は人的負担によるところが大で、被災以前は1日で終えていた予防接種が、ワクチンの輸送や保存が従来通りとなっていないため、4～5日を要する状態で実施されている。

表1-2 近年の感染症罹患状況

| No. | 感染症の名称 | 1997年 | | 1996年 | | 1995年 | |
|-----|---------|----------------|-------------|----------------|-------------|----------------|-------------|
| | | 罹患率 (1/10万) | 死亡者数 (名) | 罹患率 (1/10万) | 死亡者数 (名) | 罹患率 (1/10万) | 死亡者数 (名) |
| 1 | ウィルス性肝炎 | 66.05 | 1,089 | 63.41 | 958 | 63.63 | 1,015 |
| 2 | 伝染性下痢症 | 59.65 | 355 | 66.30 | 385 | - | - |
| 3 | 肺結核 | 34.69 | 815 | - | - | - | - |
| 4 | 新生児破傷風 | 21.56 | 589 | - | - | - | - |
| 5 | 淋病 | 13.77 | 1 | 11.50 | 1 | 11.66 | 0 |
| 6 | 麻疹 | 6.86 | 250 | 6.27 | 156 | 4.84 | 108 |
| 7 | 腸チフス | 4.83 | 86 | 5.61 | 112 | 6.10 | 124 |
| 8 | 出血熱 | 3.60 | 435 | 3.64 | 411 | 5.30 | 630 |
| 9 | マラリア | 2.87 | 46 | 3.08 | 27 | 73.30 | 442 |
| 10 | 梅毒 | 1.77 | 6 | 1.00 | 0 | - | - |

(出典：質問状の回答より)

洪水による被災地域の衛生防疫施設の損失は極めて大きく、洪水の初期段階での被害状況報告によると、当初の要請地域8省では、50の地区、及び管轄下の385の県レベル防疫ステーション、5,371の郷・鎮衛生院、46,856の村衛生室が洪水の被害を受けたと報告された。また、一部の設備は洪水により機材が流失、一部の設備は老朽化に加え更に水に長期間浸かり修理不能等々の壊滅的な損害を受けた。現在、同被災地域における予防接種活動の復旧は緊急課題であり、同復旧活動に必要なコールドチェーン機材の整備に対する協力要請があった。

第2章 プロジェクトの内容

2-1 プロジェクトの目的

計画では1998年の洪水により被災した対象7省のコールドチェーン機材の整備及び同地域にあって被災してはいないものの老朽化が著しく、更新を必要とするコールドチェーン機材などを整備することにより、対象地域における予防接種活動を復旧し、同活動の強化・拡大を目的とする。

2-2 プロジェクトの基本構想

本計画では対象地域として、1998年の大洪水で被災した南部の長江流域の湖北省、湖南省、江西省、安徽省の4省及び北部の黒龍江流域など内蒙古自治区、黒龍江省、吉林省を併せた7つの被災地域の省とする。また、同7省の内、省レベル、地区レベル以下の最も被害の大きかった県レベル、郷・鎮レベル、村レベルのそれぞれの防疫センターをコールドチェーン機材の整備対象施設とする。

洪水により被災し、使用不能となったワクチン保存のための冷蔵・冷凍設備及びコールドボックス、ワクチンキャリアのみならず、被災していない機材でも老朽化が進み更新の必要がある機材と現在保有していないが新規に整備が必要な施設に対しても整備対象とする。また、予防接種の現場或いは現場に最も近い村レベルの防疫センターに対してはワクチンキャリア、予防接種用注射器、滅菌処理するための高圧滅菌鍋を整備することとする。対象サイト数は以下の表2-1「各省の対象サイト」に示す。

表2-1 各省の対象サイト数

| 省名 | 対象サイトの数 | | |
|-----|-----------|--------|--------|
| | 県防疫ステーション | 郷・鎮衛生院 | 村衛生室 |
| 江西 | 78 | 1,170 | 8,536 |
| 湖南 | 67 | 2,153 | 4,722 |
| 湖北 | 66 | 1,171 | 0 |
| 安徽 | 34 | 525 | 12,867 |
| 黒龍江 | 53 | 748 | 8,726 |
| 内蒙古 | 26 | 524 | 5,890 |
| 吉林 | 11 | 226 | 2,243 |
| 合計 | 335 | 6,517 | 42,984 |

上記表2-1で湖北省の村レベルの対象サイト数が「0」となっているが、同地域は現在中国が世銀の借款による本プロジェクトと同様の機材整備計画を進めており、本計画と整備機材が重複するため、整備対象から除外した。

2-3 基本設計

2-3-1 設計方針

本計画で整備予定としているコールドチェーン機材については、WHO、UNICEF などの認可を受けた製品の品質に準拠し、また現地でのメンテナンスや使用状況等も考慮したコールドチェーン機材を調達対象とする。

現在、中国で生産されている冷蔵庫等は予防接種の現場に導入されつつあり、ウォークイン冷蔵庫のパネルについてはすでに無償案件でも調達済みで、また WHO の認可も得ており、中国製を調達候補とする。ただし、冷却ユニットについては、品質面から勘案し外国製とする。また、中国製の冷蔵庫・冷凍庫の調達については、すでに WHO、UNICEF の認可を取得したものもあり、世銀の借款によるコールドチェーン機材の整備でも配備予定であるところから、これらについても中国製を調達の候補とする。

注射器について、中国ではディスプレイ・タイプの注射器とガラス製注射器の2種を採用している。本計画では、ディスプレイ・タイプ注射器の廃棄処理体制が十分整備されていない状況を考慮し、ガラス製注射器と滅菌消毒のための滅菌鍋をセットにして配備する。

本計画機材の配布に係る方針について、日本側負担による機材の搬送は各機材の調達先から各対象省の省防疫ステーションまでとする。その後の各省から対象サイトまでの配布については中国側が実施することとする。

2-3-2 基本計画

県レベルの防疫センター及び郷・鎮、村の防疫センターに対するコールドチェーン機材整備の方法として以下の選定基準に従って、種類、数量を定めた。

①ウォークイン冷蔵庫、フリストタイプ冷蔵庫(500L)：

ウォークイン冷蔵庫の整備については、県内の人口が30万以上であれば整備対象の県とし、各1台を整備する。一方、人口が30万未満の場合はフリストタイプ冷蔵庫を整備することとし、対象各県に3台を整備する。ただし、人口が10万未満の県については、2台を整備することとする。

②フリストタイプ冷凍庫(300L)：

同機材の配備計画として、基本的に人口20万人以下の県防疫センターには2台を整備することとし、以後20万人を増加する毎に1台を追加することとする。

③郷・鎮レベルへのフリストタイプ冷凍庫/冷蔵庫

郷・鎮レベルの防疫センターに対しては、上記フリストタイプの冷蔵庫及び冷凍庫を各1台、コールドボックス、ワクチンキャリアーについても各1台を整備する。

④村レベルを対象に整備するワクチンキャリア、注射器、高圧滅菌鍋：

高圧滅菌鍋については、電気式、ストーブ付等数種類があるが、中国の村レベルのインフラ状況や習慣等とメンテナンスを勘案し、メンテナンスフリーで様々な火力を利用

できるものとし、鍋内のラック（ガラス製注射器を挿入するための容器）は二重のタイプとする。また、滅菌後の注射器等を取り出すためのピンセットを各1個を付属する（下記の滅菌鍋参考図を参照）。注射器については、BCG用と他のワクチン用に注射器の内筒の色別（白、紺）した2種類とする。

各レベルの防疫センターに対する整備機材の種類は以下の表2-2「各レベルの整備機材の種類」に示す。要請機材リストは表2-3に示す。また、本計画の対象サイト（県レベル）は添付資料5に示す。

表2-2 各レベルへの整備機材の種類

| 防疫センター | 機材名 | 仕様 |
|------------------------|--------------------------|-------------------------------|
| 県防疫センター (県防疫ステーション) | ウォークイン冷蔵庫 | フリア式、8m ³ 、冷却ユニット付 |
| | フリストタイプ [®] 冷蔵庫 | 容量500L、冷媒：CFC Free |
| | フリストタイプ [®] 冷凍庫 | 容量300L、冷媒：CFC Free |
| 郷・鎮防疫センター (郷・鎮衛生院) | フリストタイプ [®] 冷蔵庫 | 容量180L、冷媒：CFC Free |
| | フリストタイプ [®] 冷凍庫 | 容量180L、冷媒：CFC Free |
| | ユートボックス | 容量10~16L |
| | ワチンヤリア | 容量1.3~2.0L |
| 村防疫センター (村衛生室) | ワチンヤリア | 容量1.3~2.0L |
| | 高圧滅菌鍋 | ダブルラックタイプ [®] 、ヒート付 |
| | 注射器 | 2種類（内筒；青、白）50本セット |

高圧滅菌鍋の参考図

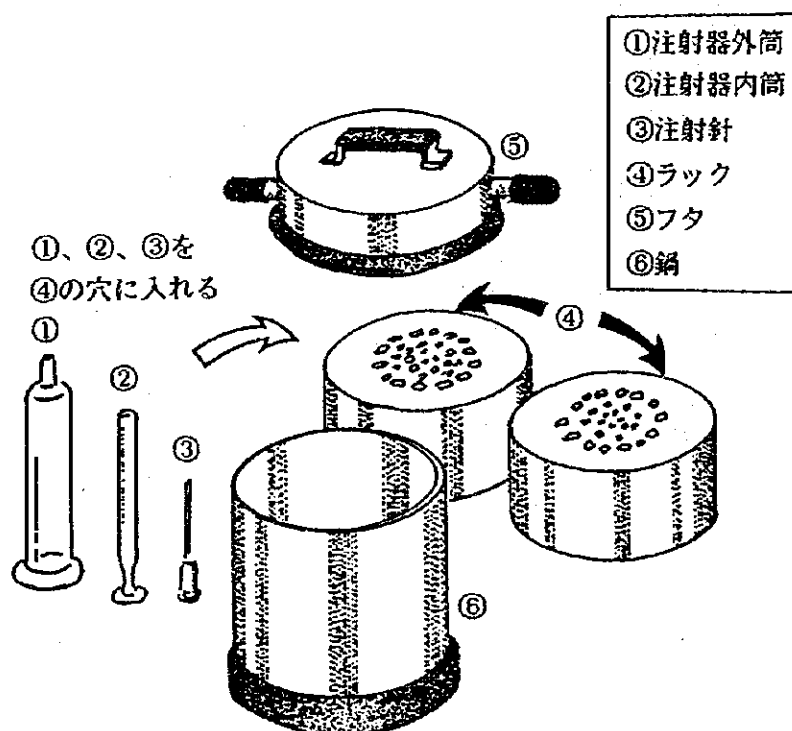


表 2-3 災害機材リスト

| 省名 | 対象サイトの数 | | 各レベルでの要請機材の種類と数量 | | | | | | | | | | | |
|-----|---------|-------|--|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|--------------------------------------|--------|--------|
| | 県 | 郷・鎮・村 | 県レベル防疫ステーション | | | | | 郷・鎮衛生院 | | | 村衛生室 | | | |
| | | | Walk-in type 冷蔵庫 (8m ³) (台) | Chest type 冷蔵庫 (500L) (台) | Chest type 冷蔵庫 (300L) (台) | Chest type 冷蔵庫 (180L) (台) | 輸送箱 (10-16L) (台) | フクリン キヤリア (1.3-2.0L) (台) | フクリン キヤリア (1.3-2.0L) (台) | フクリン キヤリア (1.3-2.0L) (台) | ダブルラック 滅菌鍋 (含ビニール) (セット) | ガラス製 注射器セット (1mL, 2種) (セット) | | |
| 江西 | 78 | 1,170 | 45 | 101 | 277 | 1,170 | 1,170 | 1,170 | 1,170 | 1,170 | 8,536 | 8,536 | 8,536 | 8,536 |
| 湖南 | 67 | 2,153 | 78 | 56 | 429 | 2,153 | 2,153 | 2,153 | 2,153 | 2,153 | 4,722 | 4,722 | 4,722 | 4,722 |
| 湖北 | 66 | 1,171 | 56 | 26 | 313 | 1,171 | 1,171 | 1,171 | 1,171 | 1,171 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 安徽 | 34 | 525 | 28 | 17 | 160 | 525 | 525 | 525 | 525 | 525 | 12,867 | 12,867 | 12,867 | 12,867 |
| 黒龍江 | 53 | 748 | 32 | 58 | 178 | 748 | 748 | 748 | 748 | 748 | 8,726 | 8,726 | 8,726 | 8,726 |
| 内蒙古 | 26 | 524 | 13 | 34 | 75 | 524 | 524 | 524 | 524 | 524 | 5,890 | 5,890 | 5,890 | 5,890 |
| 吉林 | 11 | 226 | 10 | 3 | 42 | 226 | 226 | 226 | 226 | 226 | 2,243 | 2,243 | 2,243 | 2,243 |
| 合計 | 335 | 6,517 | 262 | 295 | 1,474 | 6,517 | 6,517 | 6,517 | 6,517 | 6,517 | 42,984 | 42,984 | 42,984 | 42,984 |

対象サイトの県数としては、1998年の洪水により被災地域のみとした。更に対象県の下部機関である郷・鎮の衛生院の数及び村の衛生室の数についても、被災した防疫センターを機材整備対象とした。ただし、整備予定の機材数は被災していないが、更新を必要としている機材をも含めた。上記表の中で、湖北省について、対象の村レベルでは世銀の借款により同様の機材が整備予定となっているため、対象から除外した。各レベルでの整備機材数については、前項「3-3-2基本計画」で記述した基準に従って各数量を決定した。

下記に被災した県、現在の各省の行政レベルの県（被災した県及び被災していない県を含む）の数及びその割合を示す。

| 省名 | 対象県 | 行政区分としての県数 | 被災した県の割合 |
|-----|-----|------------|----------|
| 江西 | 78 | 101 | 77% |
| 湖南 | 67 | 122 | 55% |
| 湖北 | 66 | 82 | 80% |
| 安徽 | 34 | 102 | 33% |
| 黒龍江 | 53 | 69 | 77% |
| 内蒙古 | 26 | 101 | 26% |
| 吉林 | 11 | 60 | 18% |

第3章 事業計画

3-1 実施工程

3-1-1 実施区分

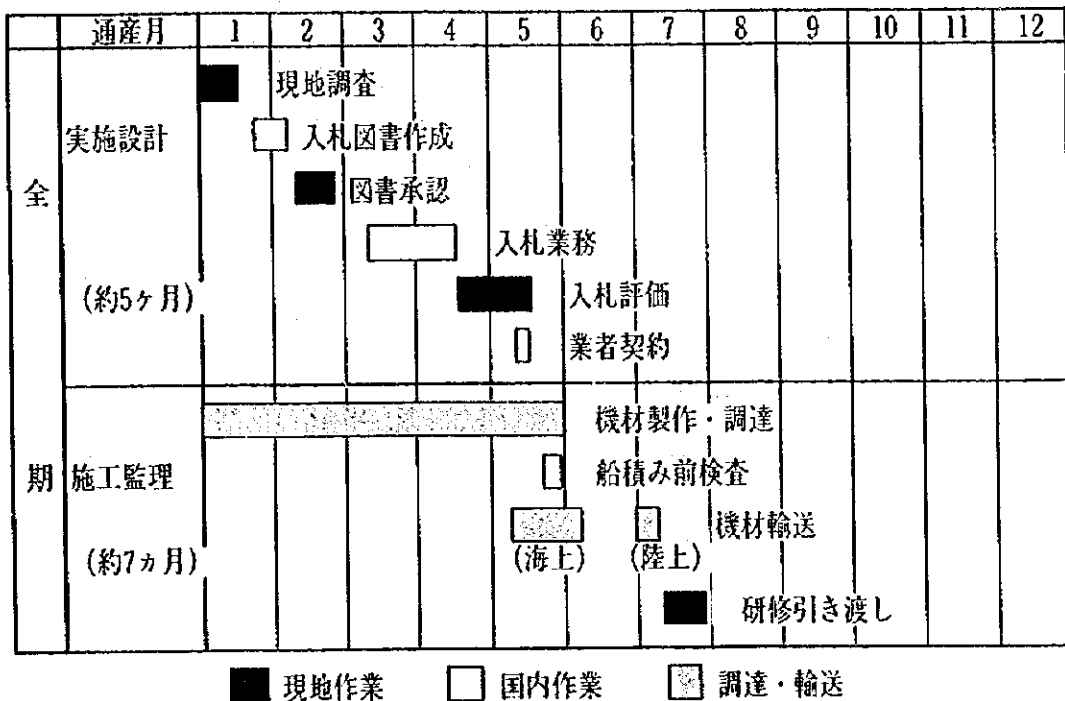
単年度

3-1-2 実施工程

全体工期 (E/Nから引き渡しまで) : 12ヵ月

E/Nより業者契約まで : 5ヵ月

納期 (業者契約から引き渡しまで) : 7ヵ月



3-1-3 相手国側負担事項

本計画にかかる負担事項は以下のとおりである。

- ① 調達機材の速やかな荷下ろし、及び通関業務の遂行
- ② 調達品及び調達業務に対する関税や国内税の免税措置
- ③ 業務遂行に係る邦人の入国・滞在に必要な便宜供与
- ④ 無償資金協力でカバーされる支出以外で必要となる諸費用の負担
- ⑤ カウンターパートの張付け
- ⑥ 調達された機材の適切な維持管理と活用
- ⑦ 銀行取極の締結
- ⑧ 計画実施に必要とされる人員及び維持管理費用の確実な手当て

3-2 維持管理計画

村レベルへの配布予定機材はメンテナンスフリーで、維持管理は容易であるため問題はない。県及び郷・鎮レベルについてはウォークイン冷蔵庫をはじめ、冷蔵庫関連機材が整備予定となっているため、各防疫センターで維持管理する必要がある。ただし、修理等要員の居ない防疫センターについては民間委託或いは上位の防疫センターに依頼し、維持管理に努めることとする。要員を抱えている防疫センターにおいては、維持管理に関する技術能力を強化するための定期研修などを義務づけることとする。

第4章 プロジェクトの評価と提言

4-1 妥当性にかかる実証・検証及び裨益効果

本計画では整備対象施設の算出根拠として、対象省の内、水害による被害を受けた地域（県、郷・鎮、村）の防疫センターを対象とし、整備機材については被災の程度に関わらず老朽化した機材の更新を含め、現在コールドチェーン機材の補充を必要としている施設に対しても機材整備を行うこととした。ただし、対象省内にあっても被災していない地域は除外することとした。前述の表3-1は被災した県、郷・鎮、村の防疫センターとなっている。

県レベルの防疫センターにウォークイン冷蔵庫を整備することにより、従来のワクチン保管数量の増量が計られ、車両の頻繁な輸送が減じ経費節減にもつながる。また、大型の冷凍庫の整備によりポリオワクチンなど冷凍保存の必要なワクチンの保管数量が増し、アイスバックの準備が容易となる。このため下位レベルへのワクチン輸送に際し、温度上昇によるワクチン破損という損失を軽減出来る。この事は中国衛生部の方針（県レベルにウォークイン冷蔵庫を整備する）とも合致する。

同様に、本計画対象の335県、6,517郷・鎮、42,984村の各防疫センターへの機材整備が進むことにより、予防接種活動全般の効率が上がり、予防接種により予防可能な感染症の低減につながる。

本計画対象の7省での総人口は31,320万人であり、15歳未満の子供約8,000万人が予防接種の対象となっており、本計画実施によりこれらの子供が直接裨益する対象となる。更に間接的な裨益として、7省の総人口31,320万人が裨益することとなる。

4-2 課題・提言

(1) 課題

現在一般的に使用されている予防接種用のワクチンとしては、ポリオ、黄熱病、麻疹（はしか）、BCG（結核）、ジフテリア、パラチフス、破傷風、B型肝炎、インフルエンザなどがあり、それぞれの保存には冷凍（-15～-20℃）が必要なもの、冷蔵（0～+8℃）が必要なものなどワクチンによって異なる。それぞれのワクチンは適正な温度で輸送・保存が必要で、これらの適性温度の範囲を越えるとワクチンが破損し、使用不能となる。コールドチェーン機材はこれらワクチンの適正な温度での輸送・保存を行うための機材である。

WHO、UNICEFが途上国においてワクチンの輸送・保存に関して指標としているコールドチェーン機材としては、保冷車（大量保冷輸送に）、ウォークイン冷凍室・冷蔵庫（大量保冷保存）、小型トラック（分割保冷輸送）、コールドボックス（分割保冷保存／輸送用）、冷蔵庫／冷凍庫（少量保存）、ワクチンキャリア（接種現場への輸送／少量）を挙げており、これらを整備されるべき機材としている。（添付資料6、「ワクチンの流れ」図を参照）。これらの機材は有機的につながっており、いずれを欠いても予防接種に支障をきたすことになる。本計画では、機材整備先が県レベル以下の防疫センターを対象としており、一部ウォークイン冷蔵庫が調達予定となっているが、他は冷蔵庫、コ

ールドボックス、ワクチンキャリアなどである。

本計画の対象地域7省の内、昨年（1998）の洪水被災地域では冷蔵庫、コールドボックス、ワクチンキャリアのみならず、ワクチン輸送用車両及びサーベイランス車両が大きな被害を受けた。泥水によって冷蔵庫の内部、電気系統が破損し、使用不能のものが散見された。また、ワクチン輸送用及びサーベイランス用車両が濁流を受け、或いは水が引けるまでの間水没していたり等車両の被害も大きかったとの報告をうけた。調査団はその内いくつかの車両を見ることができた。

現在、中国側の予防接種に関する大きな問題の一つはワクチンの輸送手段が障害になっていることである。被災後、ワクチン輸送用としての車両が使用不能となったため、農業用小型トラック（中国製）を借上げたり、上位レベルからの輸送に頼るなど変則的な方法で対処している。すべての車両が洪水のため被災したわけではないが、各施設が現在保有しているワクチン輸送及びサーベイランスのための車両は、ほとんどは老朽化が顕著で、走行距離も20～30万kmを越しており、更新が急務である。現在、県レベルから郷・鎮までの輸送も車両の不足により短期間では配布できないため、予め各郷・鎮の防疫センターへワクチン搬送の日時を連絡し、村レベルからの人員が待機し、ワクチンをその日の内に運び、接種する方法で対処している。地区レベル、県レベルの予算での車両購入はほとんど不可能な価格となっており、本調査でも各地で強く要請された。

県レベル以下の末端の郷・鎮及び村の各防疫センターに対して経済的、時間的負担などEPI活動のしわ寄せがきているのが現状である。

2) 提言

中国は広大な面積を有する国であり、各郷・鎮間の距離、村と村の距離は我が国の感覚とはまったく異なる。中国に限らず、コールドチェーン機材には保冷車、ワクチン搬送用小型トラックなどの車両は切り離せない重要な機材であり、同様の計画を実施する場合は避けて通れない項目である。本計画での対象が7省と広範囲にわたり、コールドチェーンの中の車両に関する使用形態が確認できない状況では、整備品目として汎用性の高い車両を加えることは困難である。しかしながら、被災し、使用不能が確認されたワクチン輸送用車両（小型トラック）については整備機材として要請機材に含めることも一考すべきと思われる。

添付資料

添付資料1.

調査団構成

氏名 所属

- | | | |
|------------|-------|-------------------|
| 1. 団 長 | 美馬 巨人 | 国際協力事業団 (JICA) |
| 2. 機材計画 I | 荒井 大三 | 日本国際協力システム (JICS) |
| 3. 機材計画 II | 仁科 竹一 | 日本国際協力システム (JICS) |
| 4. 通 訳 | 山下 智子 | 日本国際協力センター (JICE) |

| No. | 月日 | 曜日 | 日 程 | 宿 泊 |
|-----|-------|----|---|------|
| 1 | 1月10日 | 日 | 東京10:45→北京13:40 JL781 | 北京市 |
| 2 | 1月11日 | 月 | 09:00日本大使館表敬 10:00 JICA事務所表敬 14:00中国衛生部表敬 16:00対外貿易経済合作部表敬 | 北京市 |
| 3 | 1月12日 | 火 | 10:00ボリオ対策プロ技関係者打ち合せ 北京14:25→長沙16:50 CZ3142 18:00湖南省衛生庁打ち合せ | 長沙市 |
| 4 | 1月13日 | 水 | 長沙市08:00→湖南省常德市豊県12:30 豊県防疫ステーション、豊南郷衛生院視察 17:00 豊県衛生局打ち合せ | 豊県 |
| 5 | 1月14日 | 木 | 豊県08:00→湖南省張家界市12:00 張家界市13:00→桑植県14:30 桑植県衛生局表敬、県防疫ステーション視察 桑植県南岳郷衛生院視察 桑植県19:00→張家界市20:30 | 張家界市 |
| 6 | 1月15日 | 金 | 張家界市衛生局表敬、防疫ステーション視察 張家界市被災地区視察 | 張家界市 |
| 7 | 1月16日 | 土 | 張家界市08:30→常德市12:00 常德市衛生局、防疫ステーション視察 常德市14:30→長沙市17:30 | 長沙市 |
| 8 | 1月17日 | 日 | 09:00長沙市防疫ステーション打ち合せ 長沙市13:55→武漢市14:50 Z2302 17:00湖北省衛生庁表敬 | 武漢市 |
| 9 | 1月18日 | 月 | 武漢市08:30→荊州市11:30 荊州市防疫ステーション視察 荊州市16:00→宜昌市18:00 宜昌市20:30→巫山06:00船便(翌日) | 船内 |
| 10 | 1月19日 | 火 | 長江流域被災地区視察 巫山14:00→奉節17:00船便 | 奉節県 |
| 11 | 1月20日 | 水 | 奉節08:30→宜昌市17:00船便 宜昌市防疫ステーション打ち合せ 宜昌市19:00→荊州市21:00 | 荊州市 |
| 12 | 1月21日 | 木 | 荊州市08:30→公安県11:00 公安県防疫ステーション、公安県甘家駁郷衛生院、 公安県孟溪镇衛生院視察 公安県15:00→荊州市17:00→武漢市20:30 | 武漢市 |
| 13 | 1月22日 | 金 | 武漢市08:30→嘉魚県10:45 嘉魚県防疫ステーション視察・打ち合せ 嘉魚県牌州郷衛生院、牌州郷八家村衛生所、 嘉魚県閻鎮郷衛生院視察 嘉魚県15:45→武漢市17:30 | 武漢市 |
| 14 | 1月23日 | 土 | 武漢市11:25→南昌市15:40 Z2509(遅延) 江西省衛生庁打ち合せ 南昌市20:00→九江市22:00 | 九江市 |
| 15 | 1月24日 | 日 | 08:30九江市防疫ステーション打ち合せ 九江市09:30→九江県11:00 九江市九江県江州鎮衛生院、九号村衛生室視察 九江県12:00→湖口県13:30 湖口県防疫ステーション、湖口県文橋郷衛生院視察 湖口県16:00→九江市17:30 | 九江市 |
| 16 | 1月25日 | 月 | 九江市08:30→星子県10:00 星子県防疫ステーション、蚊塘郷衛生院視察 星子県10:45→德安県11:30 德安県防疫ステーション、河東郷衛生院視察 德安県13:30→南昌市14:30 江西省防疫センター視察 | 南昌市 |
| 17 | 1月26日 | 火 | 南昌市10:20→北京市12:30 4G831 15:30~18:00衛生部 ミニッツ協議 | 北京市 |
| 18 | 1月27日 | 水 | 09:00~18:00衛生部 ミニッツ協議 | 北京市 |
| 19 | 1月28日 | 木 | 09:00~20:00衛生部 ミニッツ協議 | 北京市 |
| 20 | 1月29日 | 金 | 08:30 ミニッツ調印 10:00 大使館、JICA報告 北京15:00→東京19:10 JL782 | |

| No | 氏名 | 役職 | 所 属 |
|----|--------|-----------|----------------------|
| 1 | 依田 泰 | 二等書記官 | 在中国日本大使館 |
| 2 | 西海 茂洋 | 二等書記官 | 在中国日本大使館 |
| 3 | 松沢 憲夫 | 所長 | JICA中国事務所 |
| 4 | 美馬 巨人 | 次長 | JICA中国事務所 |
| 5 | 川島 真佐子 | 所員 | JICA中国事務所 |
| 6 | 何 兵 | 現地職員 | JICA中国事務所 |
| 7 | 入山 龍治 | プロジェクト調整員 | JICA中国事務所 |
| 8 | 康 炳建 | 副所長 | 中国对外経貿部 |
| 9 | 謝 城 | 所員 | 中国对外経貿部 |
| 10 | 黄 静 | 所員 | 中国对外経貿部 |
| 11 | 高 細水 | 副司長 | 中国卫生部国際経済合作司 |
| 12 | 慕 英英 | 所長 | 中国卫生部国際経済合作司、双边関係所 |
| 13 | 王 劬 | 司長 | 中国卫生部疾病控制司 |
| 14 | 宇 清華 | 所長 | 中国卫生部疾病控制司 免疫規計管理所 |
| 15 | 周 軍 | 副所長 | 中国卫生部疾病控制司 免疫規計管理所 |
| 16 | 陳 秋明 | 処長 | 湖南省衛生庁防疫処 |
| 17 | 候 健 | 科長 | 湖南省衛生庁防疫処 |
| 18 | 劉 文 | 副所長 | 湖南省衛生庁防疫ステーション |
| 19 | 姜 衡舒 | 処長 | 湖南省对外経済貿易委員会 |
| 20 | 張 紅 | 副主任 | 湖南省衛生庁防疫ステーション計画免疫科 |
| 21 | 周 金艶 | 翻訳(通訳) | |
| 22 | 彭 涛 | 副庁長 | 湖南省衛生庁 |
| 23 | 李 樹民 | ステーション長 | 湖南省衛生防疫ステーション |
| 24 | 李 俊華 | 主任 | 湖南省衛生防疫ステーション 計画免疫科 |
| 25 | 唐 高術 | 所員 | 湖南省衛生防疫ステーション 計画免疫科 |
| 26 | 黄 道華 | 副県長 | 湖南省濃県人民政府 |
| 27 | 譚 先祖 | 副主任 | 湖南省濃県人民政府県对外経済貿易委員会 |
| 28 | 黄 清海 | 局長 | 湖南省濃県人民政府衛生局 |
| 29 | 劉 祖勇 | 副局長 | 湖南省濃県人民政府衛生局 |
| 30 | 龔 德湘 | 副局長 | 湖南省濃県人民政府衛生局 |
| 31 | 戴 建民 | 専門幹部 | 湖南省濃県赤十字 |
| 32 | 周 紅岩 | ステーション長 | 湖南省濃県人民政府衛生局防疫ステーション |
| 33 | 愁 開烈 | 宣伝部長 | 湖南省桑植県人民政府 |
| 34 | 梁 躍 | 副県長 | 湖南省桑植県人民政府 |
| 35 | 嚙 大幹 | 人民代表大会副主任 | 湖南省桑植県人民政府 |
| 36 | 王 双勤 | 政治協副主席 | 湖南省桑植県人民政府 |
| 37 | 郝 大鵬 | 県文教弁公室主任 | 湖南省桑植県人民政府 |
| 38 | 谷 臣凡 | 局長 | 湖南省桑植県衛生局 |
| 39 | 付 相雲 | ステーション長 | 湖南省桑植県防疫ステーション |
| 40 | 陳 才長 | 局長 | 湖南省桑植県市衛生局 |
| 41 | 戴 琳 | 書記 | 湖南省桑植県防疫ステーション |
| 42 | 楊 輝 | 科長 | 湖南省桑植県市衛生局、中医科 |
| 43 | 張 湘林 | 局長 | 湖南省常德市衛生局 |
| 44 | 陳 興祥 | 副局長 | 湖南省常德市衛生局 |
| 45 | 蔡 国華 | 副局長 | 湖南省常德市衛生局 |
| 46 | 王 興立 | 科長 | 湖南省常德市衛生局防疫保健科 |

| No | 氏名 | 役職 | 所属 |
|----|------|-----------|----------------------|
| 47 | 羅先樵 | ステーション長 | 湖南省常德市衛生防疫ステーション |
| 48 | 吳興榮 | 所長 | 湖北省衛生疾病コントロール所 |
| 49 | 胡祖斌 | 副所長 | 湖北省衛生疾病コントロール所 |
| 50 | 柳東如 | 科長 | 湖北省衛生疾病コントロール所 |
| 51 | 鄭連光 | センター長 | 湖北省衛生防疫センター |
| 52 | 程峰 | 副主任 | 湖北省衛生防疫センター計画免疫科 |
| 53 | 黃永進 | 副主任 | 湖北省衛生防疫センター計画免疫科 |
| 54 | 李敏 | 所員 | 湖北省衛生防疫センター計画免疫科 |
| 55 | 鄭景山 | 所員 | 湖北省衛生防疫センター計画免疫科 |
| 56 | 楊朝暉 | 所員 | 湖北省衛生防疫センター計画免疫科 |
| 57 | 威志華 | 所員 | 湖北省衛生防疫センター計画免疫科 |
| 58 | 陳尚全 | 所員 | 湖北省衛生防疫センター計画免疫科 |
| 59 | 周竹階 | 副県長 | 湖北省嘉魚県人民政府 |
| 60 | 楊徳炎 | 副主任 | 湖北省嘉魚県人民政府弁公室 |
| 61 | 鄧衛東 | 科長 | 湖北省嘉魚県人民政府弁公室衛生科 |
| 62 | 李朝陽 | 副所長 | 湖北省嘉魚県人民政府衛生局 |
| 63 | 虞旭祖 | 股長(係長) | 湖北省嘉魚県人民政府衛生局 |
| 64 | 鍾友春 | ステーション長 | 湖北省嘉魚県衛生防疫ステーション |
| 65 | 曾凡魁 | 副ステーション長 | 湖北省嘉魚県衛生防疫ステーション |
| 66 | 徐輝 | 副科長 | 湖北省意威寧市衛生局 |
| 67 | 舒涛 | ステーション長 | 湖北省意威寧市衛生防疫ステーション |
| 68 | 楊仲年 | 副局長 | 湖北省荊州市衛生局 |
| 69 | 李明炎 | 科長 | 湖北省荊州市衛生局 |
| 70 | 曾巍 | ステーション長 | 湖北省荊州市衛生防疫ステーション |
| 71 | 許宜貴 | 書記 | 湖北省荊州市衛生防疫ステーション |
| 72 | 楊清明 | 副所長 | 湖北省荊州市衛生防疫ステーション |
| 73 | 張建華 | 副庁長 | 江西省衛生庁 |
| 74 | 何曉軍 | 副ステーション長 | 江西省衛生疾病控制ステーション |
| 75 | 梅家模 | 副ステーション長 | 江西省衛生疾病控制ステーション |
| 76 | 蔣秋鳳 | 副科長 | 江西省衛生疾病控制ステーション計画免疫科 |
| 77 | 朱州鳴 | 科員 | 江西省衛生疾病控制ステーション計画免疫科 |
| 78 | 李榮年 | 副局長 | 江西省九江市衛生局 |
| 79 | 楊澤民 | 科長 | 江西省九江市衛生局防疫保健科 |
| 80 | 袁盤石 | 副科長 | 江西省九江市衛生防疫ステーション |
| 81 | 肖雲 | ステーション長補佐 | 江西省九江市衛生防疫ステーション |
| 82 | 嚴峰 | 主任 | 江西省九江市弁公室 |
| 83 | 吳金燦 | 主任 | 江西省九江市業務科 |
| 84 | 鄧愛民 | 主任 | 江西省九江市衛生局計画免疫科 |
| 85 | 歐陽水清 | 局長 | 江西省湖口県衛生局 |
| 86 | 黃鋒 | ステーション長 | 江西省湖口県衛生防疫ステーション |
| 87 | 馮勝軍 | 副ステーション長 | 江西省湖口県衛生防疫ステーション |
| 88 | 饒学群 | 局長 | 江西省九江県江州衛生局 |
| 89 | 曹正龍 | ステーション長 | 江西省九江県江州衛生防疫ステーション |
| 90 | 李直友 | 院長 | 江西省九江県江州鎮衛生院 |
| 91 | 金伍根 | 副院長 | 江西省九江県江州鎮衛生院 |
| 92 | 楊国光 | 組長 | 江西省九江県江州鎮防疫保健組 |

添付資料4

中華人民共和国

子供健康無償案件（被災地域のワクチン接種、
疾病サーベイランスシステム復旧）

簡易機材調査協議議事録

日本政府は、中華人民共和国の要請に基づき、中国子供の健康無償案件（被災地域のワクチン接種、疾病サーベイランスシステム復旧）（以下「計画」と略す）にかかる現地確認調査の実施することとし、その調査を国際協力事業団に委託した。

国際協力事業団は現地確認調査団（以下「調査団」と略す）を1999年1月10日から1月29日まで中華人民共和国に派遣した。調査団は中華人民共和国関係者と協議を行い、調査対象地域において現地調査を実施した。

これら一連の協議及び現地調査の結果、両関係者は付属書に示す主要な事項について確認した。

北京市 1999年1月29日

日本国
国際協力事業団
簡易機材調査団団長
美馬 巨人

美馬 巨人

中華人民共和国
衛生部国際合作司
副司長
高 紹 水

高 紹 水

付属書

1. プロジェクトの目的

本プロジェクトは、1998年に発生した洪水により被害を受けた中国のコールドチェーンを復旧することである。

2. 計画実施サイト

計画実施サイトは、江西省、湖北省、湖南省、安徽省、黒龍江省、内蒙古自治区、吉林省の7省下の県、郷・鎮、村レベルの防疫センターとする。

3. 責任機関と実施機関

本プロジェクトの責任機関は対外経済貿易部であり、実施機関は中国卫生部及び江西省、湖北省、湖南省、安徽省、黒龍江省、内蒙古自治区、吉林省の各省衛生部である。

4. 中華人民共和国政府の要請内容

調査団との協議の後、防疫活動復旧に必要な機材が中国側から要請された（別添1参照）。具体的な機材の仕様及び個数についてはさらなる調査結果により決定される。

中国側からはワクチン輸送に使われる車両が依然として計画免疫復旧活動においては最も重要であり、必要な設備である。専用車がなければ、ワクチンを直ちに郷・鎮、村レベルのワクチン接種現場へ発送することは難しく、ワクチン接種に影響をもたらすため、プロジェクトの特殊性に鑑み、日本政府がプロジェクトに供与する具体的な機材の仕様及び個数を決定する際、車両について考慮して欲しいとの強い意見があった。これに対し、調査団は日本政府が車両を供与することは困難であることをのべた。

5. 日本国無償資金協力のシステム

- 1) 中華人民共和国政府は、調査団より説明された無償資金協力のシステムについて理解した。（別添2参照）
- 2) 中国政府は、本計画が無償資金協力として決定された場合には、計画が順調に実施されるため、必要な措置を取ることに同意した。（別添3参照）

6. その他協議事項

- 1) 中国側は無償資金協力が本計画に適用される場合には、計画実施に必要な予算及び人員を割り当てることに同意した。
- 2) 機材については各省レベル防疫センターでの引き渡しとし、その以降の県、郷・鎮、村レベル防疫センターへの機材の運搬は各省衛生部の責任を持つ。

5/11

で行うことに同意した。

- 3) 中国側は調達対象機材については各省衛生部の責任をもって維持管理する旨合意した。

別添1：要請機材リスト

別添2：日本の無償資金協力の仕組み

別添3：日本の無償資金協力実施に伴う中国側によって行われる措置

11/11

7/7

別添-2

日本の無償資金協力の仕組み

1. 無償資金協力の手順

無償資金協力は次の手順に従って行われる。

①要請

日本国政府は、被援助国から提出された要請書を基に、無償資金協力としての妥当性を検討し、案件としての優先度が高いことが確認された場合、事業団に対して調査の指示を行う。

②調査

調査（基本設計調査）は事業団が実施する。事業団は原則としてこの調査を我が国のコンサルタントに委託してとり行う。

③審査・承認

事業団が作成した基本設計調査報告書を基に、日本政府はその計画が無償資金協力として適当であるか審査した上、閣議に提出する。

④実施の決定

閣議によって承認された計画は第四段階で両国政府による交換公文の署名によって正式決定に至り、贈与が実行に移される。

⑤実施

贈与の実行に際して、事業団は入札・契約の手続き、その他の事項に関し、被援助国政府に協力を行う。

2. 調査の内容

1) 調査の位置づけ

事業団が実施する調査（基本設計調査）は要請の背景、目的、効果並びに実施に必要な維持管理能力等を調査し、その妥当性を技術面と社会・経済面で検証を行い、被援助国政府と協議の上、計画の基本構想を双方で確認し、併せて基本設計と概算事業費の積算等を行うものである。その目的はあくまでも日本政府が無償資金協力として承認するにあたっての基礎的資料の収集として位置づけられる。

なお、要請された内容がすべてそのまま協力の対象となるのではなく、我が国の無償資金協力の制度・方針等を勘案し、基本構想が設定される。

また、無償資金協力として実施するに当たって、日本政府は被援助国側の自助努力を求める立場から、被援助国にも必要な措置の実施を求めており、最終的には被援助国政府の代表する機関との確認を協議議事録により行う。

1/2

2/2

2) コンサルタントの選定

調査の実施に際して事業団は登録業者の中からプロポーザル方式によりコンサルタントを選定する。選定されたコンサルタントは事業団の指示に基づいて基本設計調査を行い、報告書を作成する。

なお、無償資金協力の実施が決定された後のコンサルタント契約については、基本設計調査と詳細設計業務の技術的一貫性を保つ必要があるため、事業団は基本設計を行ったコンサルタントを被援助国に推薦する。

3. 無償資金協力の実施

1) 無償資金協力とは

無償資金協力とは被援助国に返済義務を課さないで資金を贈与する援助で、被援助国の経済・社会の発展のための計画に役立つ施設・資機材及び役務、(技術あるいは輸送等)を調達するのに必要な資金を日本の関係法令に従って、以下のような原則により贈与するものである。

2) 交換公文の署名

無償資金協力の実施に当たっては政府間の交換公文 (EN) の署名が必要である。EN では当該計画に係る目的、贈与期限、実施条件、贈与限度額等が確認される。

3) 贈与期限

贈与期限は日本の閣議決定の行われた会計年度内とする。この間、EN の署名から業者との契約を経て、最終的な支払を終了しなくてはならない。ただし、やむを得ない事項により延長の必要が生じた場合には両国間の協議により一年間の延長が可能である。

4) 日本国民との契約

贈与資金は原則として日本国及び被援助国の生産物及び日本国民または被援助国国民の役務を購入するするために、適切に使用されなければならない。なお、両国政府が必要と認める場合には、第三国 (日本国及び当該国以外) の生産物及び役務の購入にも使用することが可能である。ただし、贈与を実施するに当たって必要とする元請け契約者 (コンサルタント、施工業者、機材調達業者) は日本国民に限定される。ここでいう日本国民とは日本国の自然人または日本国の自然人が支配する日本国の法人を意味する。

5) 「認証」の必要性

被援助国政府または同政府が指定する当局は、上記生産物及び役務を購入するため、

115

20

日本国民と円貨建ての契約を締結する、この契約は、日本政府による認証を必要とする。これは、贈与の財源が日本国民の税金であることによる。

6) 贈与の実施

日本政府は、認証された契約に基づいて被援助国政府側当局が負う債務の弁済に充てるための資金を、被援助国側によって指定される日本国内の銀行に開設される被援助国政府名義の勘定に日本円で払い込む事により、贈与を実施する。この払い込みは、被援助国政府側が発行する支払い授權書に基づいて、銀行が支払請求書を日本政府に提出したときに行われる。

7) 適正使用義務

被援助国は、贈与に基づいて購入される生産物を当該計画の実施のために適正かつ効果的に維持管理し、使用しなければならない。また、そのために必要な予算、要員等の確保を行わなければならない。

8) 再輸出の禁止

贈与に基づいて購入される生産物は被援助国より再輸出されてはならない。

9) 銀行の取り決め

(a) 当該国政府又は「指定された当局」は日本国内の銀行に当該国政府若しくは指定された当局が負う債務の弁済に充てるための資金を右勘定に「日本円」で払い込むことにより贈与を実施する。

(b) 日本政府による払い込みは当該国政府または指定された当局が発行する「支払授權書」に基づいて「銀行」が支払い請求書を日本国政府に提出した時に行われる。

511

70

添付資料 5

計画対象サイト (県レベル)

湖北省

| 地区及び市 | 対象の県及び市の名称 |
|-----------|---|
| 1) 武漢市 | 漢南区、東西湖区、蔡甸区、江夏区、黃陂県、新洲県 |
| 2) 黄石市 | 黄石港区、石灰窑区、鉄山区、下陆区、大冶市、陽新県 |
| 3) 十堰市 | 市轄区、丹江口市 |
| 4) 荊州市 | 荊州区、沙市区、江陵県、松滋市、公安県、監利県、石首市、洪湖市 |
| 5) 宜昌市 | 市轄区、宜昌県、枝江市、滋安県、興山県、秭帰県、長陽県、五峰県、当陽市 |
| 6) 襄樊市 | 谷城県、保康県、鄂州市 |
| 7) 荊門市 | 市轄区、荊祥市、京山県 |
| 8) 孝感市 | 孝南区、孝昌県、云夢県、漢川市、座城市、應水市 |
| 9) 黄岡市 | 麻城市、武穴市、黄州区、团風県、紅安県、羅田県、英山県、希水県、蕪春県、黄梅県 |
| 10) 咸寧地区 | 咸寧市、赤壁市、嘉魚県、通城県、崇陽県、通山県 |
| 11) 恩施自治州 | 利川市、咸豊県、来鳳県、随州市、仙桃市、天門市 |

湖南省

| 地区及び市 | 対象の県及び市の名称 |
|-----------|--|
| 1) 長沙市 | 芙蓉区、天心区、岳麓区、開福区、雨花区、長沙区、望城県、瀏陽市、宁郷県、 |
| 2) 株洲市 | 茶陵県、炎陵県、株洲県、所県 |
| 3) 湘潭市 | 湘潭県 |
| 4) 衡陽市 | 耒陽市、衡陽県、衡南県、衡山県、衡東県、常宁市 |
| 5) 邵陽市 | 武岡県、新邵県、隆回県、洞口県、綏寧県、新寧県、城步県 |
| 6) 岳陽市 | 云溪区、岳陽楼区、君山区、)臨湘市、汨羅市、湘陰県、平江県、岳陽県 |
| 7) 常德市 | 武陵区、華容県、鼎城区、津市市、安郷県、漢寿県、豊県、臨 豊県、桃源県、石門県 |
| 8) 張家界市 | 永定区、武陵源区、慈利県、桑植県 |
| 9) 益陽市 | 資陽区、赫山区、沅江市、南県、桃江県、安化県 |
| 10) 婁底地区 | 冷水江市、漣源市、双峰県、新化県 |
| 11) 林 州市 | 葱仙区、資興市、桂陽県、永興県、宜章県、嘉禾県、臨武県、汝城県、桂東県、安仁県 |
| 12) 永州市 | 冷水灘区、東安県、道県、宁遠県、江永県、江華県、藍山県、双牌県、邵陽県 |
| 13) 懷化市 | 洪江市、中方県、沅陵県、辰溪県、叙浦県、麻陽県、新晃県、芷江県、会同県、靖州県、通道県、 |
| 14) 湘西自治州 | 吉首市、瀘溪県、鳳凰県、花垣県、保靖県、古文県、永順県、龍山県 |

江西省

| 地区及び市 | 対象の県及び市の名称 |
|----------|---|
| 1) 南昌市 | 湾里区、2) 郊区、3) 南昌県、4) 新建県、5) 安義県、6) 進賢県、7) 昌江区、8) 珠山区、 |
| 2) 景德鎮市 | 9) 樂平県、10) 浮梁県、11) 廬山区、12) 清陽区、13) 九江県、14) 瑞昌県、15) 武寧県、 |
| 3) 萍鄉市 | 16) 修水県、17) 永修県、18) 德安県、19) 星子県、20) 都昌県、21) 湖口県、22) 彭澤県、 |
| 4) 九江市 | 23) 浣水区、24) 分宜県、25) 貴溪県、26) 章 州市、27) 章 県、28) 南康市、29) 大余県、 |
| 5) 新余市 | 30) 上猶県、31) 崇義県、32) 安遠県、33) 于都県、34) 乾都県、35) 瑞金市、36) 石城県、 |
| 6) 鷹潭市 | 37) 宜春市、38) 豊城市、39) 樟樹市、40) 高安市、41) 奉新県、42) 万載県、43) 上高県、 |
| 7) 章 州市 | 44) 宜樹県、45) 靖安県、46) 銅鼓県、47) 広樹県、48) 玉山県、49) 鉛山県、50) 横峰県、 |
| 8) 宜春地区 | 51) 弋陽県、52) 余干県、53) 波陽県、54) 万年県、55) 德興県、56) 務源県、57) 吉安県、 |
| 9) 上饒地区 | 58) 吉水県、59) 峡江県、60) 永樹県、61) 泰和県、62) 遂川県、63) 万安県、64) 安福県、 |
| 10) 吉安地区 | 65) 臨川市、66) 南城県、67) 黎川県、68) 南樹県、69) 崇仁県、70) 樂安県、71) 宜黄県、 |
| 11) 撫州地区 | 72) 金溪県、73) 資溪県、74) 東郷県、75) 広昌県 |

計画対象サイト (県レベル)

安徽省

| 地区及び市 | 対象の県及び市の名称 |
|---|---|
| 1) 合肥市、2) 蕪湖市 3) 淮南市、4) 馬鞍山市 5) 淮北市、6) 銅陵市 7) 安慶市、8) 黃山市 9) 阜陽市、10) 宿縣地区 11) 宣城地区、12) 巢湖地区 13) 池州地区 | 1) 長豊県、2) 蕪湖県、3) 繁昌県、4) 南陵県、5) 潘集区、6) 鳳台県、7) 当塗県、 8) 淮陽県、9) 銅陵郊区、10) 銅陵県、11) 安慶郊区、12) 桐城県、13) 懷宇県、 14) 樅陽県、15) 潜山県、16) 太湖県、17) 宿松県、18) 望江県、19) 歙県、 20) 休宇県、21) 祁門県、22) 太和県、23) 穎上県、24) 宿州市、25) 雲壁県 26) 泗県、27) 宣州市、28) 徑県、29) 無為県、30) 和县、31) 貴池市、 32) 東至県、33) 石台県 |

黒龍江省

| 地区及び市 | 対象の県及び市の名称 |
|--|--|
| 1) 齊齊哈爾市 2) 哈爾濱市 3) 佳木斯市 4) 大慶市 5) 綏化市、 6) 黒河市、 7) 伊春市、 8) 大興安峰地区 9) 鶴崗市 | 1) 泰来県、2) 肇源県、3) 林甸県、4) 道里区、5) 道外区、6) 太平区、7) 通河県、 8) 木蘭県、9) 巴彥県、10) 尔市轄区、11) 拜泉県、12) 克東県、13) 富裕県、14) 訥河県、 15) 龍江県、16) 甘南県、17) 依安県、18) 克山県、19) 双城市、20) 阿城市、21) 賓県、 22) 方正県、23) 依蘭県、24) 呼蘭県、24) 佳木斯市郊区、25) 湯源県、26) 樺南県、 27) 绥遠県、28) 樺川県、29) 同江市、30) 杜尔伯特蒙古族自治县、31) 林甸県、 32) 肇州県、33) 肇源県、34) 大慶市大同区、35) 肇東市、36) 望奎県、37) 明水県、 38) 蘭西県、39) 安達市、40) 齊崗県、41) 慶安県、42) 五大連池市、43) 嫩江県、 44) 黒河市愛輝区、45) 鉄力市、46) 嘉蔭県、47) 塔河県、48) 呼瑪県、49) 漠河県、 50) 加 達奇区、51) 綏賓県 |

吉林省

| 地区及び市 | 対象の県及び市の名称 |
|--|--|
| 1) 長春市、2) 吉林市、3) 四平市、 4) 遼源市、5) 通化市、6) 白山市 7) 松原、8) 白城市、9) 延吉市 | 1) 双遼市、2) 湖北区、3) 洮南市、4) 大安市、5) 鎮来県、6) 通榆県、 7) 宇江区、8) 扶余県、9) 前郭県、10) 乾安県 |

内 蒙 古 自 治 区

| 地区及び市 | 対象の県及び市の名称 |
|---|---|
| 1) 呼倫貝爾盟、2) 興安盟、 3) 哲里木盟、4) 赤峰市、 5) 錫林郭勒盟、 6) 烏蘭察布盟、7) 包頭市、 8) 呼和浩特、9) 伊克昭盟、 10) 巴彥卓爾盟、11) 阿拉善盟 12) 烏海市 | 1) 滿州里市、2) 扎蘭屯市、3) 牙克石市、4) 阿 旗、5) 莫力達瓦旗、 6) 新左旗、7) 新右旗、8) 鄂倫春旗、9) 扎来特旗、10) 科右中旗、 11) 突泉県、12) 科右前旗、13) 阿爾山市、14) 阿魯科尔沁旗、15) 巴林左旗、 16) 巴林右旗、17) 克什克騰旗、18) 林西県、19) 扎魯特旗、 20) 霍林郭勒市、21) 科左中旗、22) 科左后旗、23) 開魯県、24) 翁牛特旗、 25) 東烏旗 |

JICA